## 三春町の給与・定員管理等について

### 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

豆八	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)	
区分	(31年1月1日)	A		В	B/A	29年度の人件費率	
30年度	人 17, 199	千円 8, 202, 653	千円 342, 362	千円 1, 263, 222	% 15. 4	% 16. 1	

(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金 などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

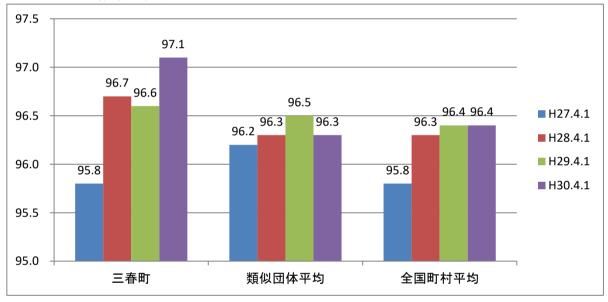
区分	職員数		給	<b>夢</b>		(参考) 一人当たり給与費	(参考)類似団体 平均一人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	給与費
30年度	人 148	千円 510, 366	千円 74, 733	千円 199, 542	千円 784, 641	千円 5, 302	千円 5,529

職員手当には退職手当を含みません。

職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員 数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給 月額を100として計算した指数です。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

の改定率

0.16

※ 平成30年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇 している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しています。今後も、福島県人事委員会勧告及び 県の改定状況を踏まえながら、適正な運用に努めます。

#### (4) 給与改定の状況

①月例給

区分		県人事委員		三春町の	(参考)			
	区	分	民間給与	公務員給与	較差	勧 告	三春町の 給与改定率	国の改
			A	В	A-B	(改定率)	相子以是平	
	30年	庇	円	円	円	%	%	
	30平/	泛	372, 809	372, 488	321	0.09	0. 15	0.1

「民間給与」、「公務員給与」は、県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス (注) 比較した平均給与月額です。

### ②特別給(期末・勤勉手当)

_	<u> </u>	7 / / / /	4H (1811)	• 2/1/	<u>, ,                                  </u>						_	
Г					県人	事委員	員会の勧告			一ま町の		(
П	区	分	民間の	支給	公務員の	)	較差		勧 告	三春町の 年間支給月数		
			割合	Α	支給月数	В	А-В		(改定月数)	中间又和月数		
Γ,	ባለ ⁄፰	二庄		月		月		月	月	月		
١,	3U <del>'</del> 4	三度	4. 41	l	4.35		0.06		0.05	4.40		

(参考) 国の年間 支給月数 月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

### ①給与表の見直し

[ 実施 · 未実施 ]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均0.8%(最大3.3%)引下げました。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。他の給料表 については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

## ②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国及び県と同様に見直しを実施しました。(平成27年4 月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	歳	円	341,895 円
一个下	40.0	299, 200	325, 155 円
福島県	歳	円	411,529 円
1111	42.8	329, 300	360,621 円
国	歳	円	円
<u> </u>	43.5	329, 845	410,940 円
類似団体	歳	円	353,106 円
規以団件	41.7	306, 891	330,692 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされてい るものです。

また、「平均給与月額(国 比較 ベース)」の下段は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

#### (2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		三春町	福島県	国		
	大学卒	183,400 円	190,100 円	179, 200 円		
一般行政職	短 大 卒	163, 400 円	- 円	- 円		
	高 校 卒	150,400 円	154,900 円	147, 100 円		

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

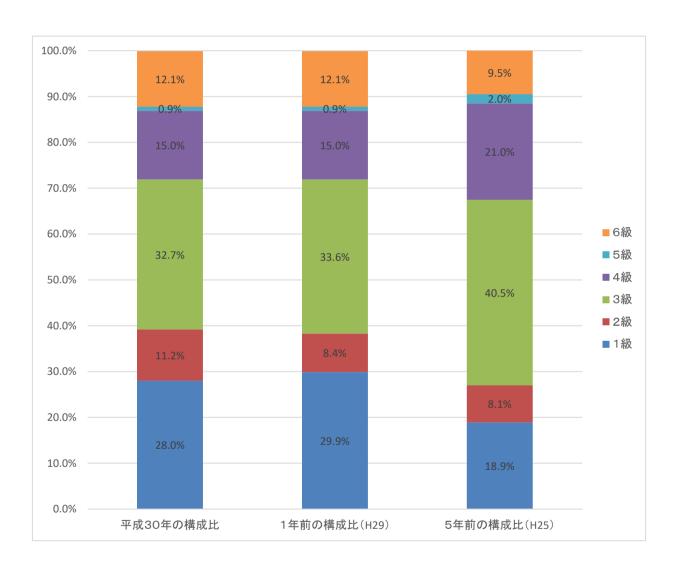
区	分	経験年数 (10年~14年)	経験年数 (20年~24年)	経験年数 (25年~29年)	経験年数 (30年~34年)	
一般行政職	大 学 卒	278, 300 円	344, 700 円	382, 100 円	398, 200 円	
一7汉11以40	高 校 卒	- 円	- 円	354, 700 円	- 円	

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

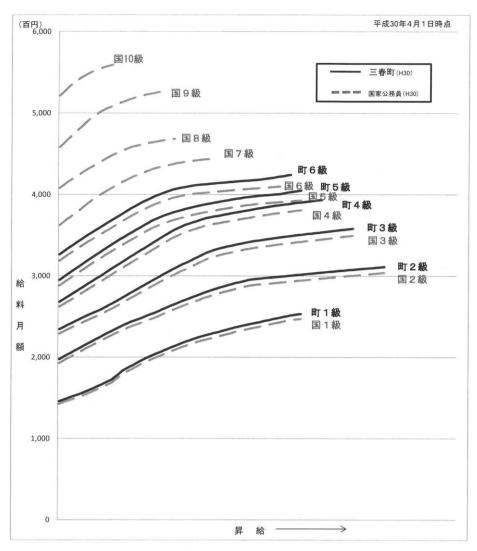
## (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成30年4月1日)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長	人 13	12. 1	円 326, 200	円 424, 100
5 級	総括主幹	人 1	0.9	円 294, 800	円 404, 900
4 級	主幹	人 16	15. 0	円 267, 900	円 393, 300
3 級	主任主査・主査	人 35	% 32. 7	円 234, 200	円 358, 200
2 級	主査	人 12	11. 2	円 197, 500	円 311, 100
1 級	主事・技師・副主事・副技師	人 30	28. 0	円 145, 800	円 253, 100

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



# (2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (三春町)

	30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		職員	一般職員		
イ. 人事	イ. 人事評価を活用している			(	)	
活用して	ている昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
上位、	標準、下位の区分	0		0		
上位、	標準の区分		0		0	
標準、	下位の区分					
標準の	の区分のみ(一律)					
口. 人事	ロ. 人事評価を活用していない					
活月	用予定時期				•	

## 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

( <u>'/ 例                                   </u>	<b>树木</b> [ ]								
三春町	福島県	玉							
1人当たり平均支給額(30年度)	_	-							
1,440 千円	千円	千円							
(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	(30年度支給割合)							
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当							
2.55 月分 1.85 月分	2.55 月分 1.85 月分	2.60 月分 1.85 月分							
(1.40) 月分 (0.90) 月分	(1.40) 月分 (0.90) 月分	(1.45) 月分 (0.90) 月分							
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)							
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置							
・役職加算 $5\sim1$ $5\%$	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%							
	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%							

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

# ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (三春町)

	平成30年度中における運用	管理	!職員	一般職員		
1	'. 人事評価を活用している	(	)	(		
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0		
	上位、標準の成績率		0		0	
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)					
	1. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

## (2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

(-/ ,22194 ) (			· II У II /						
Ξ	春		町			玉			
(支給率)	自己都	合	勧奨·炅	官年	(支給率)	自己都	合	応募認定	•定年
勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47. 709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例	间措置(2	%~:	20%加算)		定年前早期退職特例	J措置(2	%~	45%加算)	
(退職時特別昇給	無	)							
1人当たり平均支給額	į –	千円	18, 513	千円					

- (注) 1 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。
  - 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	26,800 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	187 千円
支給実績(29年度決算)	27,584 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	202 千円

- (注) 1 超過勤務手当には選挙手当等 (H29=衆議院議員選挙、H30=福島県知事選挙) が含まれています。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(制度上時間外手当の支給対象とはならない管理職員を除く。)であり、再任用職員を含み ます。

# (4) その他の手当(平成30年4月1日現在)

	の手ョ(平成30年4月1日現在 <i>)</i> │	国の制	国の制度と	-1-14 -1-1-	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	度との異同	異なる場合 国の内容	支給実績 (30年度決算)	平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	(支給額) ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等 6,500円 ・16~22歳までの子1人につき 5,000円 を加算	同じ		14,453 千円	241 千円
	職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額 9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 ⇒ 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円以上 ⇒ (家賃額-20,500円) ×1/2 (その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円) +11,000円	異なる	(支給要件) 月額12,000円を超える 家賃を支払っている職 員 (支給額) ・家賃23,000円以下: 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え 55,000円未満(家賃額 -23,000円) × 1/2+ 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円		
住居手当	2. 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶 者が居住するため住居を借り受け、現に 当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500 円を超える家賃を支払っている職員 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない 職員で、単身赴任手当の支給要件に係る 子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている 者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額	異なる	(支給要件) 月額12,000円超える家 賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額 の1/2の額	10,201 千円	319 千円
通勤手当	(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額)・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし63,000円を超えた部分は1/2・交通用具利用者 2,400円~46,300円・自動車以外の原付交通用具利用者2,000円~23,200円・自転車のみ通勤者 2,000円	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下に ついては運賃等相当額 ・交通用具利用者は、 2,000円〜31,600円	10,501 千円	86 千円
管理職手当 (俸給の特 別調整額)	(支給額) ・課長 給料月額の10%に相当する額 ・施設長 給料月額の6%に相当する額	異なる	(支給額) 4級5種46,300円~10級 1種139,300円	9,095 千円	433 千円
管理職員特 別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合。(支給額)・週休日等に勤務した場合、勤務1回につき7,000円・週休日等以外の日の午前0時~5時に勤務した場合、勤務1回につき6,000円・勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に100分の150を乗じた額	同じ		17 千円	8 千円
寒冷地 手当	支給地域 (4級地) ・世帯主である職員のうち 扶養親族の ある職員 17,800円 ・その他の職員 10,200円 ・世帯主でないその他の職員 7,360円	同じ		9,244 千円	56 千円

# 5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

	区	分		給 料	月	額	等		
給					(参	考)H30類	似団体に	おける最高/	最低額
不口	町		長	795, 000 円		840, 000	円/	557, 200	円
	副	町	長	634,000 円		673, 000	円/	540,000	円
料	教	育	長	591,000 円		_	円/	_	円
報	議		長	310,000 円		375, 000	円/	280, 000	円
	副	議	長	246, 000 円		310,000	円/	220,000	円
酬	議		員	224, 000 円		284, 000	円/	195, 000	円
	町		長	(30年度支給割合)	-				
期	副	町	長	3. 30	月分				
末	教	育	長						
手当	議		長	(30年度支給割合)					
=	副	議	長	3. 30	月分				
	議		員						
退				(算定方式)		(1期の	手当額)	(支給時期	朔)
職	町		長	795,000円×在職月数×48/100		18, 316	,800 円	任期毎に支	給
手当	副	町	長	634,000円×在職月数×29/100		8, 825	, 280 円	任期毎に支	給
∃	教	育	長	591,000円×在職月数×20/100		4, 255	, 200 円	任期毎に支	給

<sup>(</sup>注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(町長・副町長4年=48月、教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

# 6 職員数の状況

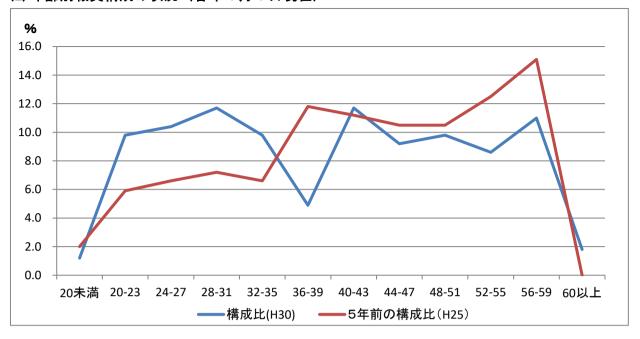
## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		暗	. 員	数	対前年	主な増減理由		
部	門		平成28年	平成29年	平成30年	増減数	土な垣枫垤田	
		議会	3	3	3	0		
		総務	28	29	34	5	企画政策課設置に伴う増員	
		税務	7	7	8	1	課税業務関係の増員	
	-	民 生	26	33	38	5	子育て支援・社会福祉業務関係の増員	
	般行	衛 生	17	14	10	<b>▲</b> 4	健康づくり減員・除染対策課廃止に伴う減員	
垂	政部	農林	7	7	7	0		
1 通 会 計	門門	商工	5	5	5	0		
部門		土木	11	12	12	0		
門				<del>  </del>	104	110	117	7
		教育	35	32	31	<b>1</b>	子育て支援課業務移管に伴う減員	
		小 計	139	142	148	6	<参考> 人口1万人当たり職員数85.07人 (類似団体の人口1万人当りの職員 数94.58人)	
公		水道	5	4	4	0		
部 企		下水道	2	2	2	0		
公営企業等		その他	8	8	9	1	介護保険業務関係の増員	
会 計		小 計	15	14	15	1		
合 計		154 [ 180 ]	156 [ 180 ]	163 [ 180 ]	7	<参考> 人口1万人当り職員数93.69人		

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。 2 [ ]内は、条例定数の合計です。平成18年度に条例を改正し、205人から180人となっています。

# (2)年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(H30)	2	16	17	19	16	8	19	15	16	14	18	3	163
(参考) 職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
₩貝級 (H31)	1	15	20	16	17	11	15	15	14	17	14	6	161

# **(3) 職員数の推移** (単位:人・%)

年度 部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減 数(率)
一般行政	103	109	104	104	110	117	14 (13.6%)
教 育	34	32	34	35	32	31	<b>▲</b> 3 ( <b>▲</b> 8.8%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計	137	141	138	139	142	148	11 (8.0%)
公営企業等会計 計	15	15	15	15	14	15	0
総合計	152	156	153	154	156	163	11 (7.2%)

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。